

北海道選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、旭川市北海道議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり決定した。

令和3年8月26日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

- 1 登録基準日 令和3年9月16日
ただし、選挙人の年齢については、令和3年9月26日
- 2 登録日 令和3年9月16日